

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

金沢市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年9月4日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(以下「予防接種」という。)に関する事務		
②事務の内容 ※	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき、以下の事務を実施する。 ①予防接種券の発行 ・住民基本台帳をもとに、予防接種対象者を抽出し、予防接種券を発行する。 ・転入者については申請に基づき、住民票の異動が確認でき次第発行する。 ②予防接種に関する接種履歴の記録 ・予防接種を行ったときは医療機関から出された予診票を基にシステムに取込み、保存する。 ③予防接種対象者への個別通知による接種勧奨 ④健康被害救済事務 ・予防接種を受けたことで疾病にかかり、障害の状態となった場合又は死亡した場合、医療費などの給付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表14の項より、以下の事務において個人番号を利用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 〈中間サーバ・番号連携システムにおける事務の内容〉 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバ要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバ要件)		
③対象人数	[30万人以上]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康情報システム
②システムの機能	①予防接種対象者に予防接種券を発行する。 ②予防接種に関する接種履歴を記録する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（申請管理システム）

システム2～5

システム2

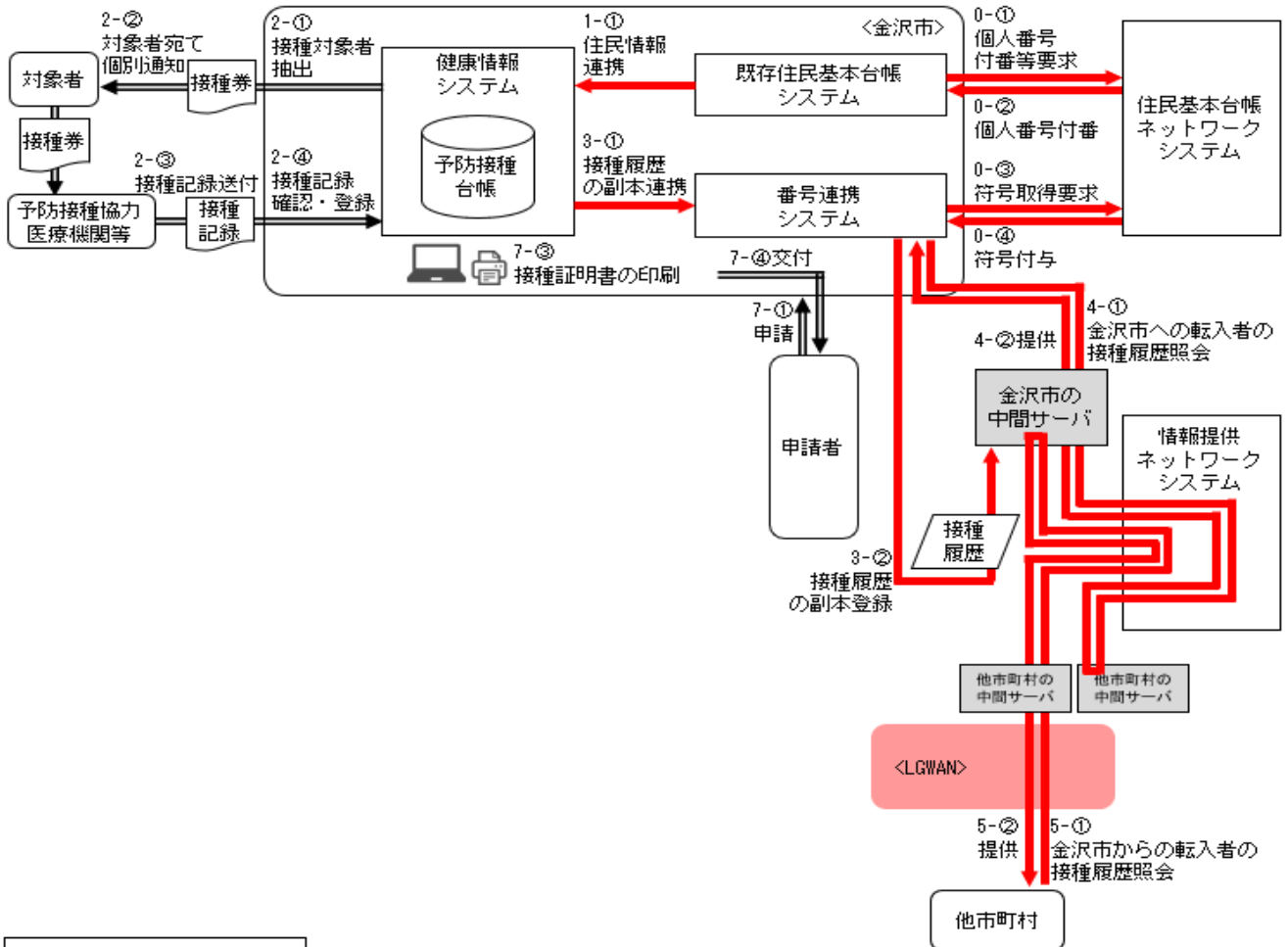
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を、中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ・中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能 ・各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 ・中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（中間サーバ、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム）

システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能 ・中間サーバと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として保管・管理する。 ⑦データ送受信機能 ・中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報を削除する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS部分について記載)
②システムの機能	①本人確認 ・窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()

システム5	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。 ②住民票の写し等の交付機能 ・住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。 ③住民基本台帳の統計機能 ・異動種別や人口動態の集計表を作成する。 ④法務省への通知事項の作成機能 ・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。 ⑤連携機能 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目及び庁内事務で使用する住民情報の連携を行う。 <<本事務における使用機能及びその使用目的>> ・予防接種対象者の住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、接種対象者情報等を最新化するために住民記録管理機能を使用する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢支援システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム、選挙人名簿管理システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)新型コロナウイルス感染症に係る予防接種ファイル(以下「予防接種ファイル」という。)	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・予防接種の対象者及び接種履歴を把握し、適正な管理・接種勧奨を行うため。
②実現が期待されるメリット	・予防接種の対象者であることの確認及び接種履歴の管理により、未接種者に対しての接種勧奨が可能となり、接種率の向上につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	(1)予防接種ファイル 番号法第9条第1項 別表第14項

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、26、153、154項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法」が含まれる項(25、27、28、29の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局健康政策課
②所属長の役職名	福祉健康局健康政策課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



→ 特定個人情報を含む
 ← 特定個人情報を含まない

(備考)

1.住民情報の連携

1-①既存住民基本台帳システムから健康情報システムへ住民情報の連携を行う。

2.接種対象者抽出・接種履歴登録

2-①健康情報システムで予防接種対象者の抽出を行う。

2-②対象者宛て個別通知を行う。(予防接種券の送付)

2-③接種実施医療機関等から、被接種者の接種記録の送付を受ける。

2-④接種記録を確認し、健康情報システムに登録する。

3.接種履歴の中間サーバへの副本登録

3-①健康情報システムから番号連携システムへ予防接種履歴の副本連携を行う。

3-②番号連携システムから中間サーバへ予防接種履歴の副本を登録する。【LGWAN回線を用いる】

4.転入者の接種履歴の照会

4-①②転入者について、情報提供ネットワークを通じて中間サーバから他市町村での接種履歴の提供を受ける。(個別通知の基礎資料となる。)

5.転出者の接種履歴の提供

5-①②他市町村からの照会に応じて、情報提供ネットワークシステムを通じて中間サーバで接種履歴の提供を行う。

7.新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付

7-①申請・受理

7-②接種券番号、個人番号、3情報(住所・氏名・生年月日)のいずれかで照会する。

7-③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を印刷する。

7-④申請者に新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された本市住民で予防接種の対象者	
	その必要性	予防接種業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表14の項の規定による ・番号法第19条第7号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の規定による
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	個人番号、その他識別情報(内部番号): 本人確認及び内部情報照会の索引とするために必要 5情報: 本人確認資料のために必要 連絡先: 本人に連絡事項があった際に連絡をとるために必要 健康・医療関係情報: 予防接種履歴の管理のために必要
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和4年1月以降	
⑥事務担当部署	福祉健康局健康政策課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 地方公共団体情報システム機構 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、他市町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 庁内LAN ）
③入手の時期・頻度		1. 本人又は本人の代理人（以下「本人等」という。）からの入手 ・転入時に他市町村への接種履歴の照会が必要になる都度 2. 評価実施機関内の他部署（以下「本市他部署」という。）からの入手 ・住民基本台帳情報等は、住基システムの異動ごとに随時入手する。 3. 行政機関・独立行政法人等（以下「官公署等」という。）からの入手 ・本人確認が必要な際には、地方公共団体情報システム機構から、統合端末を利用して本人確認情報を入手する。 4. 地方公共団体・独立行政法人等（以下「他団体等」という。）からの入手 ・情報提供ネットワークシステムを利用して予防接種履歴を随時取得する。
④入手に係る妥当性		・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報は、法令等に基づく接種対象者であることの確認を行うものである。 ・予防接種履歴は、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うに当たり、新たに転入してきた者の転入前の接種履歴を把握することは必要である。
⑤本人への明示		1. 本人等からの入手 ・窓口で対応する場合は、本人等に対し口頭で説明することで本人等に明示する。 2. 本市他部署からの入手 ・本市他部署からの入手は、番号法に基づく本市条例規則にて明示される。 3. 他団体等からの入手 ・番号法第19条第7項により明示される。 4. 地方公共団体情報システム機構からの入手 ・番号法第14第2項、同法第19条第4号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。
⑥使用目的 ※		予防接種の実施に関して、住民情報、予防接種履歴の照会、入力等が必要なため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	福祉健康局健康政策課、泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター、駅西福祉健康センター
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	①対象者に予防接種券を発行する。 ②予防接種履歴をシステムに取り込み管理する。
情報の突合 ※	・住民基本情報を突合し、予防接種対象者であることを確認する。(上記①の使用方法のため) ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。(上記②の使用方法のため)
情報の統計分析 ※	特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	令和4年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	健康情報システム開発及び運用保守等委託
①委託内容	健康情報システムの開発、運用、保守等を行う。また、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末とガバメントクラウド上に構築されたサーバーとを接続し、健康情報システムファイルを管理する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 対象となる本人の範囲 ※ 本市の予防接種の対象者 その妥当性 ・健康情報システムの運用時においてシステムが正常に稼働することを確認等するため取り扱う必要がある。 ・健康情報システムの機能を適切に本市に対して提供するために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (ガバメントクラウド上に構築された本市専用サーバー)
⑤委託先名の確認方法	確認できる。(公表していないが、問い合わせがあれば回答可能)
⑥委託先名	福井システムズ株式会社

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。	
	⑨再委託事項	ガバメントクラウドの運用管理補助	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[☐] 提供を行っている (1) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない	
提供先1		都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項	
②提供先における用途		予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		本市の予防接種の対象者	
⑥提供方法		[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ ）	[] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<本市における措置> ①生体情報による認証を行い、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内(施設管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。)のサーバに保管している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	予防接種法施行規則第17条で当該臨時の予防接種を行ったときから当該臨時の予防接種を受けた者が死亡した日の翌日から5年を経過する日又は当該臨時の予防接種を行った市町村長が法第23条第2項の規定に基づき当該臨時の予防接種の実施状況に関する情報の提供を行う日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならないとされているが、正確な接種状況の把握のため、当該機関経過後も保管する必要がある。

③消去方法	<本市における措置> ①予防接種法施行規則で定められている期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。 ②紙媒体は外部委託業者による溶解処理を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォーム事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウド内に保管されている特定個人情報等の業務データの消去は、地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者にはアクセスが制限されているため、特定個人情報等の業務データを消去することはない。 ②ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際には、データの復元がなされないようガバメントクラウドを構成するクラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種共通>

宛名番号、更新者、更新日、更新時間、体質の理由1、体質の理由2

<新型コロナウイルス感染症に係る予防接種>

宛名番号、接種コード、接種回数、接種・予診日、更新者、更新日、更新時間、年度、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、対象外判定、接種判定、混合接種何種、請求日(月)、実施医療機関、接種番号、接種会場、問診医、接種医、所属、Lot.No、接種量、発赤 反応長径、発赤 反応短径、硬結 反応長径、硬結 反応短径、二重発赤 反応長径、二重発赤 反応短径、所見、判定、精密検査結果、抗体価検査、特記事項、未接種理由、予診フラグ、実施区分、医師の判断、ワクチンメーカー、特例対象、印刷日、入力日、接種区分

<世帯情報>

処理区分、住所コード、町内会コード、住所日本語、地番甲乙判定、地番 本番、地番 枝番、地番 末番、地番編集区分、方書コード、方書日本語、方書バーコード、世帯主宛名番号、郵便番号、小学校区、中学校区、保健推進委員、民生委員、電話番号、FAX番号、課税世帯区分、世帯主カナ氏名、世帯予備1、世帯予備2、世帯予備3、世帯予備4、世帯予備5

<個人情報>

世帯番号、宛名番号予備、世帯番号予備、処理区分、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称氏名、住民情報表示区分、生年月日、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、異動事由、異動日、異動届出日、住民になった事由、住民になった 異動日、住民になった 届出日、住民でなくなった事由、住民でなくなった 異動日、住民でなくなった 届出日、住定日 事由、住定日、住定日 届出日、住民区分、外国人判定、国籍、家族判定、家族判定 順位、特徴判定、普徴判定、課税区分、所得割、個人用電話番号(携帯・PHS)、校下、個人用中学校区、Eメール1、Eメール2、転入前住所、転出後住所、総合登録番号、送付用市内住所コード、送 郵便番号、送 丁番号、送 本番、送 枝番、送 末番、送 住所日本語、送 方書日本語、送 方書バーコード、送 宛先人氏名、送 予備1、送 予備2、送 予備3、送 予備4、送 予備5、送 フラグ、個人予備1、個人予備2、個人予備3、個人予備4、個人予備5、個人情報表示設定2、個人情報表示設定3、個人情報表示設定4、個人情報表示設定5、ソート用続柄、総合被保険者番号、外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等(yymmddd)、在留期間等終了日、在留カード等番号、氏名文字数、通称名優先氏名文字数、送付用優先氏名文字数、検索用カナ氏名、検索用通称カナ氏名、個人住所コード、個人町内会コード、個人住所日本語、個人地番甲乙判定、個人地番 本番、個人地番 枝番、個人地番 末番、個人地番編集区分、個人方書コード、個人方書日本語、個人方書バーコード、個人郵便番号、統合宛名番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 本人等からの入手 - 窓口において届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 - 申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。 2. 本市市民課（住民基本台帳関係情報）からの入手 - あらかじめ定められたバッチ処理にて情報を入手するため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 本人等からの入手 - 申請書等については、必要な情報のみを記載する様式とし、窓口での記載指導により必要な情報以外は記載させないようにする。 - 本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように、記載要領を充実する。
その他の措置の内容	本人以外又は必要な情報以外を入手しないよう、取扱職員に対する教育を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 本人等からの入手 - 申請等の際、特定個人情報を予防接種に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。 - 申請書等に利用目的を明記する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	1. 本人等からの入手 - 窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 - 個人番号カードがない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	1. 本人等からの入手 - 個人番号カードの提示を受ける。 - 個人番号カードがない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1. 本人等からの入手 入手した情報は、提出された申請書等により突合し、確認している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 本人等からの入手 ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。 2. 本市民課(住民基本台帳関係情報)からの入手 ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	番号連携システムは、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・健康情報システムは、業務に関係のない情報を保有していない。 ・個人番号を含む個人情報ファイルを取り扱うバッチ処理は、事前に登録しており、当該バッチ処理は手順書に基づいて情報を使用しており、意図的な使用を妨げている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・健康情報システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザIDを割り当てて、端末利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①発行管理 ・健康情報システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ②失効管理 ・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・健康情報システムを利用する職員個人に対してユーザーIDを発行している。 ・システム管理者がユーザIDの利用有無を確認し、業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・健康情報システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして記録する。(アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、処理内容など) ・アクセスログは媒体に7年間保管している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・健康情報システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして記録する。(アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) アクセスログは媒体に7年間保管している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があり、特に書き出しの必要性が認められる場合のみ書き出しを許可する。なお、許可された書き出しを実施する場合は次のとおりとする。 ・データの書き出しは特定の端末で実施する。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザIDを割り当てて、端末利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・端末機操作の記録を操作ログとして記録する。 ・データを書き出す外部記憶媒体は特定の媒体に限定する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ・健康情報システムについては、その構成上、個人番号を含む特定個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスは発生しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・個人番号が表示された端末画面のハードコピーの管理、処分は徹底する。 ・端末画面にはスクリーンセーブ等で一定時間を超えて画面を表示しない。		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	外部委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制としてプライバシーマーク等、個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得していることを契約要件としているほか、事業実績など社会的信用と能力があることを確認している。
--------------------	--

委託契約書に以下の規定を設ける。

- ・アクセス権限を付与する従業者数を必要最小限に限定する。
- ・従業者に付与するアクセス権限を必要最小限にする。
- ・アクセス者数と付与したアクセス権限を報告する。

庁内での作業では、委託先の申請を受けて従業者ごとにIDを発行し、担当者を限定するほか、アクセス権限を委託元で管理する。

健康情報システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして記録する。(アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、処理内容など) アクセスログは媒体に7年間保管している。

- ・委託先から他者への提供を認めない。
- ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。
- ・健康管理システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。
- ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。

- ・健康情報システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。
- ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定

- ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報 は廃棄する
- ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する
- ・健康管理システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定			
規定の内容		・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持ち出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・健康管理システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保			
具体的な方法		・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・健康管理システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照)に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。(※) ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報管理し、中間サーバの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。自動応答不可フラグの設定を行う際には、設定内容の確認を複数名で行っている。 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバに格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムは自機関向けに中間サーバとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ②番号連携システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ③番号連携システムと自機関向けの中間サーバの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <番号連携システムの運用における措置> ①番号連携システムの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制限)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 <中間サーバの運用における措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<本市における措置> ①記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理している。 ②クライアント端末には情報を保存できない仕組みとなっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容 <本市における措置> ①ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ②外部から遮断された独自のネットワークで運用することで、不正アクセス対策を行っている。 ③端末機とサーバの間に、ファイアウォール装置等を導入し、アクセス制限等を行う。許可されている端末機からサーバへのアクセスのみ可能とする。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・健康管理システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの移動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。		
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容 再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法 生存する個人の個人番号とともに、死亡として保存する。		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・既存住民基本台帳システムと日次で連携している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1. 申請書等(紙媒体) ①保管期間ごとに分けて保管する書類のうち、保管期間が過ぎたものを抽出する。 ②抽出書類を複数確認のうえ、職員立ち会いのもとで外部委託業者による溶解処理を行う。 ③廃棄の際は廃棄履歴を作成し、5年間保存する。 2. サーバ本体 ①リース終了や故障等でシステムのサーバ等を返却や廃棄する際は、データ消去ソフトを利用してハードディスクのデータ消去を行っている。 ②データ消去の記録を文書として保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスで構成されており、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータが消去されるものとなっている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<本市における措置> 評価書の記載内容通りの運用ができているか、年1回担当部署でチェックを実施 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<本市における措置> 情報セキュリティに関する規則に基づき、以下の観点で内部監査を3年に1回実施し、監査結果を踏まえて、体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実施のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備 ③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<本市における措置> ・職員に対して、特定個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に特定個人情報保護に関する規程を設けている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策	
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	金沢市総務局文書法制課 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2073	
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	
特記事項		
③手数料等	[]	<選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名		
公表場所		
⑤法令による特別の手続		
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	福祉健康局健康政策課 電話076-220-2233
②対応方法	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例に基づくパブリックコメント手続により意見聴取を実施する。
②実施日・期間	令和6年10月1日から令和6年10月31日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年12月18日
②方法	金沢市情報公開及び個人情報保護審議会に情報システムに関する知見を有する専門家を加えて第三者点検を実施する。
③結果	特段の修正意見はなかった。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康局健康政策課	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室	事後	重要な変更項目でないため
令和4年1月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉健康局健康政策課長	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室長	事後	重要な変更項目でないため
令和4年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 予防接種ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉健康局健康政策課	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室	事後	重要な変更項目でないため
令和4年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	福祉健康局健康政策課、泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター、駅西福祉健康センター	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室、健康政策課、泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター、駅西福祉健康センター	事後	重要な変更項目でないため
令和4年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム(VRS)用ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉健康局健康政策課	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室	事後	重要な変更項目でないため
令和4年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム(VRS)用ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	福祉健康局健康政策課	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室	事後	重要な変更項目でないため
令和4年1月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	福祉健康局健康政策課 電話076-220-2233	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室 電話076-220-2553	事後	重要な変更項目でないため
令和4年3月1日	(別添1)事務の内容 (備考)	4. 転入者の接種履歴の照会 4-①②転入者について、情報提供ネットワークを通じて中間サーバから転入元市町村での接種履歴の提供を受ける。(個別通知の基礎資料となる。)	4. 転入者の接種履歴の照会 4-①②転入者について、情報提供ネットワークを通じて中間サーバから他市町村での接種履歴の提供を受ける。(個別通知の基礎資料となる。)	事後	重要な変更項目でないため
令和4年3月1日	(別添1)事務の内容 (備考)	5. 転出者の接種履歴の提供 5-①②転入先市町村からの照会に応じて、情報提供ネットワークシステムを通じて中間サーバで接種履歴の提供を行う。	5. 転出者の接種履歴の提供 5-①②他市町村からの照会に応じて、情報提供ネットワークシステムを通じて中間サーバで接種履歴の提供を行う。	事後	重要な変更項目でないため
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 予防接種ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1. 本人又は本人の代理人(以下「本人等」という。)からの入手 ・転入時に転出元市町村への接種履歴の照会が必要になる都度	1. 本人又は本人の代理人(以下「本人等」という。)からの入手 ・転入時に他市町村への接種履歴の照会が必要になる都度	事後	重要な変更項目でないため
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム(VRS)用ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1. 本人等からの入手 ・転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度	1. 本人等からの入手 ・転入時に他市町村への接種記録の照会が必要になる都度	事後	重要な変更項目でないため
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム(VRS)用ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	3. 他団体等から入手 ・転出先市町村から接種記録の照会を受ける都度	3. 他団体等から入手 ・他市町村から接種記録の照会を受ける都度	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム (VRS)用ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・本市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。 ・本市からの転出者について、転出先市町村へ本市での接種記録を提供するために、転出先市町村から個人番号を入手する。	・本市への転入者について、他市町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。 ・本市からの転出者について、他市町村へ本市での接種記録を提供するために、他市町村から個人番号を入手する。	事後	重要な変更項目でないため
令和4年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム (VRS)用ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・本市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	・本市への転入者について、他市町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、他市町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム (VRS)用ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・本市からの転出者について、転出先市町村へ本市での接種記録を提供するために、転出先市町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	・本市からの転出者について、他市町村へ本市での接種記録を提供するために、他市町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム (VRS)用ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度	本市への転入者について、転出元市町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	本市への転入者について、他市町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	重要な変更項目でないため
令和4年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム (VRS)用ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する場合は、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、他市町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する場合は、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム (VRS)用ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置	②転出先市町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	②他市町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を他市町村へ提供するために、他市町村から個人番号を入手するが、その際は、他市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム (VRS)用ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置	③転出元市町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	③他市町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、他市町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム (VRS)用ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、他市町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を他市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム(VRS)用ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・転出元市町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 ・転出先市町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	・他市町村への個人番号の提供 本市への転入者について、他市町村から接種記録を入手するため、他市町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 ・他市町村へ接種記録を提供するが、その際は、他市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム(VRS)用ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク。誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・転出元市町村への個人番号の提供、転出先市町村への接種記録の提供 本市への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市町村では、該当者がいないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	・他市町村への個人番号の提供、他市町村への接種記録の提供 本市への転入者について、他市町村から接種記録を入手するため、他市町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市町村では、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年3月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 ワクチン接種記録システム(VRS)用ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報を提供する場面に必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、転出元市町村へ個人番号と共に転出元の市町村コードを提供する場面に限定している。	・特定個人情報を提供する場面に必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、他市町村での接種記録を入手するために、他市町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月27日	(別添1)事務の内容(備考)	8. ワクチン接種記録システム(VRS)によるデジタル化された新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の自動交付 8-①申請 8-②新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の自動交付	8. ワクチン接種記録システム(VRS)によるデジタル化された新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の自動交付 8-①申請 8-②新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の自動交付 9. ワクチン接種記録システム(VRS)によるコンビニ交付サービスを利用した新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の自動交付 9-①申請 9-②新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の自動交付	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他(健康情報システム)	その他(健康情報システム、申請管理システム)	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	その他(戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム)	その他(戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム)	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	その他()	その他(申請管理システム)	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用してにより完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊を利用してにより完全に消去する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年3月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用してユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事前	
令和5年3月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、限定された端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・限定された端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、限定された端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・限定された端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)を利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザIDを割り当てて、端末利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	事前	
令和5年3月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞ ①発行管理 ワクチン接種記録システム(VRS)を利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ②失効管理 業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権限を変更又は削除する。	事前	
令和5年3月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞ ワクチン接種記録システム(VRS)を利用する職員個人に対してユーザIDを発行している。 ・システム管理者がユーザIDの利用有無を確認し、業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。	事前	
令和5年7月7日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	中間サーバ、国民健康保険システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	中間サーバ、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室長	福祉健康局健康政策課長	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	II ファイルの概要(予防接種) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	II ファイルの概要(予防接種) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室	(削除)	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	II ファイルの概要 (VRS) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	II ファイルの概要 (VRS) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉健康局新型コロナワクチン接種推進室 電話076-220-2553	福祉健康局健康政策課 電話076-220-2233	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	別表第1の項番10	別表第1の項番14	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)予防接種ファイル 番号法第9条第1項 別表第一の第10の項	(1)予防接種ファイル 番号法第9条第1項 別表第一の第14の項	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二のうち	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (第16の2、3の項)	1. 情報提供の根拠 (22、23の項)	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	2. 情報照会の根拠 (第16の2、17、18、19の項)	2. 情報照会の根拠 (22、24、25、26の項)	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	II ファイルの概要(予防接種) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・番号法第9条第1号及び別表第1の10の項の規定による	・番号法第9条第1号及び別表第1の14の項の規定による	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	II ファイルの概要(予防接種) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第16の2、3の項	番号法第19条第8号 別表第二 22、23の項	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	II ファイルの概要 (VRS) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・番号法第9条第1号及び別表第1の10の項の規定による	・番号法第9条第1号及び別表第1の14の項の規定による	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	II ファイルの概要 (VRS) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第8号 別表第二 22、23の項	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。	事前	重要な変更
令和7年1月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③保管方法		<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウド内に保管されている特定個人情報等の業務データの消去は、地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者にはアクセスが制限されているため、特定個人情報等の業務データを消去することはない。 ②ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際には、データの復元がなされないようガバメントクラウドを構成するクラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和7年1月14日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩 リスク ⑤物理的対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。	事前	重要な変更
令和7年1月14日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩 リスク ⑥技術的対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・健康管理システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの移動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。	事前	重要な変更
令和7年1月14日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報の消去 されずにいつまでも存在する リスク 消去手順		<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスで構成されており、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータが消去されるものとなっている。	事前	重要な変更
令和7年1月14日	Ⅳリスク対策(その他) 1. 監査 ②監査		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更
令和7年1月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	別表第1の項番14の規定により 番号法別表第二に記載されている提供側業務 番号法別表第二に記載されている照会側業務	第9条第1項別表14の項より 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項に記載されている提供側業務	事前	根拠法令改正による変更
令和7年1月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し	各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し	事前	根拠法令改正による変更
令和7年1月14日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	(1)予防接種ファイル 番号法第9条第1項 別表第一の第14の項	(1)予防接種ファイル 番号法第9条第1項 別表14の項	事前	根拠法令改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月14日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 1. 情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(22、23の項) 2. 情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(22、24、25、26の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1. 情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、26の項) 2. 情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(25、27、28、29の項)	事前	根拠法令改正による変更
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(予防接種) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	予防接種業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表第1の14の項の規定による ・番号法第19条第7号及び別表第2の規定による	予防接種業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表14の項の規定による ・番号法第19条第7号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の規定による	事前	根拠法令改正による変更
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(予防接種) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 22、23の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項	事前	根拠法令改正による変更
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(VRS) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	予防接種業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表第1の14の項の規定による ・番号法第19条第7号及び別表第2の規定による	予防接種業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表14の項の規定による ・番号法第19条第7号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の規定による	事前	根拠法令改正による変更
令和7年1月14日	II 特定個人情報ファイルの概要(VRS) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 22、23の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項	事前	根拠法令改正による変更
令和7年1月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策(予防接種) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(※2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき	(※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第7号に基づき	事前	根拠法令改正による変更
令和7年1月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策(予防接種) 7. 特定個人情報の保管・消去⑨	発生あり その内容 再発防止策の内容	発生なし その内容(削除) 再発防止策の内容(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(時間経過による自然消滅)
令和7年1月14日	III 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策(VRS) 7. 特定個人情報の保管・消去⑨	発生あり その内容 再発防止策の内容	発生なし その内容(削除) 再発防止策の内容(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(時間経過による自然消滅)
令和7年1月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	〈ワクチン接種記録システム(VRS)における事務の内容〉 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	〈ワクチン接種記録システム(VRS)における事務の内容〉 ・予防接種の接種記録等を管理する。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年1月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行	①接種記録の管理 ②新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年1月14日	(別添1) 全体(健康情報システム)	8-①②、9-①②	削除	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年1月14日	II ファイルの概要(VRS) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	予防接種履歴の照会、入力等が必要なため。	予防接種履歴の照会等が必要なため。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年1月14日	II ファイルの概要(VRS) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月14日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(VRS) 3. 特定個人情報の使用リスク1	・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	ー(削除)	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年1月14日	Ⅱ (1) 4 委託事項1	健康情報システム開発及び運用保守等委託	健康情報システム運用支援業務	事前	重要な変更
令和7年1月14日	Ⅱ (1) 4 ①委託内容	健康情報システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答及び軽微な法制度改正への対応等	健康情報システムの開発、運用、保守等を行う。また、健康情報システム(次期)においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末と、ガバメントクラウド内に設置された本市専用のサーバーとを接続し、予防接種ファイルを管理すると共に、健康情報システム機能の本市への提供も行う。 ※本市においては、現在、新しい健康情報システムの導入を行っていることから、現在利用している健康情報システム固有の事項については「健康情報システム(現行)」、新しい健康情報システム固有の事項については「健康情報システム(次期)」と明記する。	事前	重要な変更
令和7年1月14日	Ⅱ (2) 4 委託事項1	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた運用保守等委託	事前	重要な変更
令和7年1月14日	Ⅲ (1) 4 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・契約書において、提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供を禁止している。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。	・委託先から他者への提供を認めない。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。 ・健康管理システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・健康管理システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。	事前	重要な変更
令和7年1月14日	Ⅲ (1) 4 委託先から委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。	・健康情報システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。	事前	重要な変更
令和7年1月14日	Ⅲ (1) 4 ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。 ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。 ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する ・健康管理システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・健康管理システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	事前	重要な変更
令和7年1月14日	Ⅲ (1) 4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。 ・特定個人情報の外部への持出しは、委託業務実施場所以外への持出しを禁止する。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・作業期間の過ぎた特定個人情報及び保管期間が過ぎたバックアップを完全に消去又は廃棄する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する ・特定個人情報の目的外利用を禁止する ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する ・特定個人情報の外部への持出しは、委託業務実施場所以外への持出しを禁止する ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する ・健康管理システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する ・健康管理システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月14日	Ⅲ (1) 4 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・健康管理システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・健康管理システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている	事前	重要な変更
令和7年9月5日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の内容	〈サービス検索・電子申請機能における事務の内容〉 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における事務の内容〉	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事 務において使用するシステム システム6	ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事 務において使用するシステム システム7	サービス検索・電子申請機能	削除	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	(2)ワクチン接種記録システム(VRS)用ファイル	削除	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	I 基本情報 4. 特定個人情報を取り扱う理 由	・電子申請における本人確認の厳格化、接種記録照会の効率化のため。	削除	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	(2)ワクチン接種記録システム(VRS)用ファイル	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅱ ファイルの概要(予防接 種) 2. 基本情報	④記録される項目 その妥当性 4情報	④記録される項目 その妥当性 5情報	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅱ ファイルの概要(VRS)	—	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	(別添2)ファイル記録項目 (VRS)	—	削除	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅲ リスク対策(プロセス) (VRS)	—	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅳ リスク対策(その他) 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅳ リスク対策(その他) 1. 監査 ①監査 具体的なチェック方法	〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅳ リスク対策(その他) 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅳ リスク対策(その他) 3. その他のリスク対策	〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	金沢市都市政策局広報公聴課市政情報係 076-220-2348	金沢市総務局文書法制課 076-220-2073	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	(別添1)全体(健康情報シス テム)	図、備考	サービス検索・電子申請機能、VRSを削除	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	Ⅱ ファイルの概要(予防接種) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 略	略	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅱ ファイルの概要(予防接種) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 略	略	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(予防接種) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞	クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供を追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(予防接種) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞	及びクラウドサービス事業者を追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(予防接種) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞	及びクラウドサービス事業者を追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(予防接種) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞	略	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅳ リスク対策(その他) 1. 監査 ②監査 具体的な内容	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞	②の追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	Ⅳ リスク対策(その他) 3. その他のリスク対策	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞	略	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表14の項より、以下の事務において個人番号を利用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第14項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ④予防接種証明書の交付に関する事務	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢支援システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム、選挙人名簿管理システム	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表14の項	別表第14項	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、26、153項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(25、27、28、29の項)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、26、153、154項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法」が含まれる項(25、27、28、29の項)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	略	全文変更 既存システムについての記載削除	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	庁内のセキュリティ区画で作業を実施する。	ガバメントクラウド上に構築された本市専用サーバー	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱い委託項目1 ⑥委託先名 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	富士通Japan株式会社 再委託しない	福井システムズ株式会社 再委託する 追記	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜本市における措置＞ ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバーラック内のサーバーに保管し、一部のものは記憶媒体に書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。	＜本市における措置＞ ・紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	予防接種法施行令第6条の2で5年間保存しなければならないとされているが、予防接種は5年以上の接種期間中に同じワクチンを複数回接種するものもあり、残りの接種回数等、正確な接種状況の把握のため、5年経過後も保管する必要がある。	予防接種法施行規則第17条で当該臨時の予防接種を行ったときから当該臨時の予防接種を受けた者が死亡した日の翌日から5年を経過する日又は当該臨時の予防接種を行った市町村長が法第23条第2項の規定に基づき当該臨時の予防接種の実施状況に関する情報の提供を行う日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならないとされているが、正確な接種状況の把握のため、当該機関経過後も保管する必要がある。	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	予防接種法で定められている5年	予防接種法施行規則で定められている期間	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他社への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・健康情報システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 健康情報システム（次期）	削除 健康情報システム	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・健康情報システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 健康情報システム（次期）	削除 健康情報システム	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	・健康情報システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 健康情報システム（次期）	削除 健康情報システム	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	・健康情報システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 健康情報システム（次期）	削除 健康情報システム	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	Ⅲリスク対策（プロセス） 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩リスク ⑤物理的対策	＜本市における措置＞ ①サーバー設置場所に生体情報による認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できるようにしている。 ②サーバーラックは施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。 ③記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理している。 ④クライアント端末には情報を保存できない仕組みとなっている。 ⑤停電（落雷等）によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。 ⑥火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備している。	＜本市における措置＞ ①記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理している。 ②クライアント端末には情報を保存できない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため